

新潟県

上越市 移住・就業支援金

東京圏から上越市に移住し、
就職・起業される方を応援します

◆支援金の額

- ・ 2人以上の世帯：100万円
- ・ 単身世帯：60万円

※支援金の用途は指定されていません



◆加算金の額

- ・ 若者加算 一律 10万円加算
単身の場合…18歳以上40歳未満の人
世帯の場合…世帯員のいずれかが
18歳以上40歳未満の世帯
- ・ 子育て加算 18歳未満^{*}の子の人数
×100万円

※18歳到達後の最初の3月31日まで

★移住元の要件

東京23区内に在住または通勤

★就業の要件

新潟企業情報ナビ掲載の法人に就業した方

国のプロフェッショナル人材事業等を活用し就業している方

業務をテレワークで続ける方

新潟県起業支援金の交付決定を受けた方

上越市特認要件に該当する方

新潟県上越市



詳しくは裏面をご覧ください



◆支援金の対象者

次の1と2のすべての要件を満たし、3のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

1 移住元の要件

- 東京 23 区内に在住、又は通勤していた方であって、次の①、②すべての要件を満たすこと
- ① 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住、又は東京圏（※1）のうちの条件不利地域（※2）以外の地域に在住し東京 23 区内に通勤していた
- ② 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していた（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができます）

※1 東京圏 … 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域 … 過疎地域など（詳細は、市ホームページで確認ください。）

《参考》東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の法人等へ就職した方は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

2 移住先の要件

- 申請時において上越市へ転入してから、1 年以内であること
- 申請日から 5 年以上継続して上越市内に居住する意思があること
（申請後 5 年以内に上越市から転出した場合は、支援金を返還していただきます。）

3 就業・起業の要件 … 次の①～⑤のいずれかの要件に該当すること

- 新潟県が運営する就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」（<https://www.niigata-kigyo-navi.jp>）に移住支援金の対象として求人情報を掲載する法人等に新規就業している（ただし、転入日が令和 5 年 9 月 28 日以前の場合は、申請時において就業から連続して 3 か月以上在職していること）
- 新潟県起業支援事業に係る起業支援金（地域課題解決枠）の交付決定を受けている
- 自己の意思により上越市に移住し、引き続き業務をテレワークで実施する
- 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用し、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人等に在職している（ただし、転入日が令和 5 年 9 月 28 日以前の場合は、申請時において就業から連続して 3 か月以上在職していること）
- 勤務場所が新潟県内の就業又は就農（50 歳未満、中山間地域で就農する人にあっては 61 歳未満）で、次のア、イのいずれかと、ウの要件に該当すること【関係人口に関する上越市特認】
 - 転入日から過去 1 年間のうちで、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、オンラインを含む対面での移住相談を行った人
 - 転入日から過去 1 年間のうちで、次のいずれかの市の事業に参加した人
移住体験ツアー、おためし農業体験、IT サテライトオフィス見学ツアー
 - 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき雇用（公務員は非該当）されている（転入日が令和 5 年 9 月 28 日以前の場合は、申請時において就業から連続して 3 か月以上在職していること）又は個人で事業を起業している者

※本紙記載の他にも詳細な要件があるため、申請に当たっては、必ず市ホームページから要件をご確認ください。

※上記内容は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日以降に転入し、申請をされる場合の要件になります。令和 6 年 3 月 31 日以前に転入された方は、要件が異なりますのでホームページをご覧ください。

※要件は、予告なく変更となる場合があります。

※本事業は、国の制度に基づき実施しているため、令和 7 年度以降の実施については、未定です。

※令和 6 年度の申請期限は、令和 7 年 1 月 31 日とします。ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号（木田第 2 庁舎 2 階）

ホームページ：<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/izyuushienkin.html>

●移住・就業支援金に関すること

産業部 産業政策課 労働係 ☎025-520-5730

●移住全般に関すること

総合政策部 多文化共生課 移住促進係 ☎025-520-5674



上越市移住・定住
ホームページ